

平成22年1月19日

第2147号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（23・団体指導室）……………1
- 都市計画の決定による送付図書の縦覧（24、25・都市計画課）……………1
- 建設業の許可の取り消し（26・秋田地域振興局総務企画部）……………2
- 道路の供用開始（27・秋田地域振興局建設部）……………2
- 道路の供用開始（28、29・仙北地域振興局建設部）……………3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）2件……………3
- 県営土地改良事業の換地処分（仙北地域振興局農林部）2件……………4

告 示

秋田県告示第23号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
男鹿市戸賀戸賀字戸賀 204番地 飯沢篤志 男鹿市戸賀戸賀字戸賀 88番地 平川秀三郎	戸賀	秋田県漁業協同組合	平成22年1月19日から 同年2月2日まで	男鹿市戸賀戸賀字小沢5番地 秋田県漁業協同組合戸賀支所

秋田県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の決定の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

西仙北都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の決定の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第26号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 処分をした年月日

平成22年1月6日

(2) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社ハセベ

秋田市新屋烏木町1番31号

代表取締役 長谷部 二二明

秋田県知事許可（特-19）第946号

(3) 処分の内容

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びは装工事業に係る特定建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成22年1月6日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びは装工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成22年1月7日

(2) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社アイデアホーム

男鹿市船越字内子1番地240

代表取締役 小柳 繁

秋田県知事許可（般-20）第40174号

(3) 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成22年1月7日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田天王線	秋田市山王三丁目103番地先から40番地先まで

2 供用開始の期日 平成22年1月19日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年1月19日から同年2月1日まで

秋田県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	川西六郷線	仙北郡美郷町南町字大橋34番5から字石名館93番2まで

2 供用開始の期日 平成22年1月19日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年1月19日から同年2月1日まで

秋田県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	角館六郷線	仙北郡美郷町千屋字下相野213番2から中野字打上308番3まで

2 供用開始の期日 平成22年1月19日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年1月19日から同年2月1日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成21年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 モミガラパワー（MP）

3 代表者の氏名

齋 藤 修 一

4 主たる事務所の所在地

秋田県にかほ市三森字高田93番地 三衛クリーンサービス株式会社内

5 定款に記載された目的

にかほ市及びその周辺地域の農業従事者、工業従事者、市当局（行政）、関連団体、学識機関、一般市民に対して
 穀殻及び他の農業副産物の活用に関する情報の収集・提供・交換、関連事業についての窓口、事業者のサポート・調整、イベントの企画・参画・主催、学識者との連携、製品・設備の開発・導入の支援等を有機的に行うことにより資源の有効活用、カーボンニュートラルな循環系の定着（地産地消）、そして、関連する起業支援と育成を目指すものである。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成21年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 はちろうプロジェクト
- 3 代表者の氏名
嵯 峨 博
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市下新城長岡字毛無谷地69番25号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、八郎湖流域において、環境学習、八郎湖と住民をつなぐ流域ネットワーク構築、社会起業家の育成などの事業を通じて、未来の八郎湖再生を担う人材を育成することを目的とする。

平成22年1月8日県営土地改良事業（堀板地区経営体育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

平成22年1月8日県営土地改良事業（花館地区経営体育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

正 誤

平成21年6月26日（第2091号）掲載の秋田県告示第300号（道路区域の変更）
（原稿誤り）

3 ページの表中、

区	間
仙北郡美郷町大橋34番地1地先から同町南町字石名館93番地1地先まで	
仙北郡美郷町大橋34番地5地先から同町南町字石名館93番地2地先まで	

は、

区	間
仙北郡美郷町南町字大橋34番1地先から字石名館93番地先まで	
仙北郡美郷町南町字大橋34番5から字石名館93番2まで	

の誤り

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

印刷者 松原 繁雄

秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号